海技免状（操縦免許証）返納不能届

船舶職員及び小型船舶操縦者法第１２条第１項に基づき、下記の事由により返納することができないことを届け出します。

海技免状（操縦免許証）滅失顛末書

下記のとおり海技免状（操縦免許証）を滅失したので、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第１２条第４項（第８８条第４項）の規定により届出をします。

万一、滅失した下記海技免状（操縦免許証）を、後日発見したときは、直ちに返納いたします。

令和　　年　　月　　日

関東運輸局長　殿

氏　　名
生年月日　M・T・S・H　　年　　月　　日生
本籍地の都道府県名　　都道府県
住　　所
電話番号　　（　　）

（代理する者）
氏　　名
住　　所
電話番号　　（　　）

記

1，海技免状（操縦免許証）の種類　　級（小型・航海・機関・内燃・通信・電子通信）
2，海技免状（操縦免許証）の番号
3，滅失事由とその状況（該当する番号に○をつけ、必要事項を記入して下さい。）

① 海中に落とした　場所：
　時期：
② 盗難にあった　場所：
　時期：
③ 紛失した　保管していた場所：
　見当たらなくなった時期：
④ 誤って捨てた　捨てた場所：
　時期：
⑤ その他（滅失の場所、時期等を含めて具体的に記入して下さい）

官庁記事欄	
	□ 自動車運転免許証　□ 船員手帳 □ 健康保険証　□ パスポート □ その他